



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

803	保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の相手方の所在の不明	(森林整備課)..... 1
804	保安林の指定施業要件変更に係る通知の相手方の所在の不明	( " )..... 1
805	"	( " )..... 2
806	"	( " )..... 2
807	"	( " )..... 2
808	"	( " )..... 3
809	道路の区域変更	(道路保全課)..... 3
810	道路の供用開始	( " )..... 3
811	土砂災害警戒区域の指定	(砂防課)..... 4
812	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	( " )..... 4
813	"	( " )..... 5
814	"	( " )..... 6
815	道路の位置の指定	(都市政策課)..... 8

## 告 示

### 和歌山県告示第803号

令和元年和歌山県告示第696号(以下「告示第696号」という。)で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を田辺市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和元年12月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

#### 1 所在が不明である通知の相手方

- 花坂延男
- 原田和典
- 柳本朋亮
- 西川廣男

#### 2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第696号のとおり

### 和歌山県告示第804号

令和元年農林水産省告示第1029号(以下「告示第1029号」という。)で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を紀美野町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和元年12月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 所在が不明である通知の相手方

松嶋章伍

- 2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第1029号のとおり

---

**和歌山県告示第805号**

令和元年農林水産省告示第1032号(以下「告示第1032号」という。)で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を海南市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和元年12月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 所在が不明である通知の相手方

金谷哲男

- 2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第1032号のとおり

---

**和歌山県告示第806号**

令和元年農林水産省告示第1034号(以下「告示第1034号」という。)で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を紀美野町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和元年12月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 所在が不明である通知の相手方

上中幹雄

東俊子

横出善之助

- 2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第1034号のとおり

---

**和歌山県告示第807号**

令和元年農林水産省告示第1035号(以下「告示第1035号」という。)で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を海南市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和元年12月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 所在が不明である通知の相手方

船橋畦作

山縣嘉昭

山縣京子

辻村清子

- 2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

件

告示第1035号のとおり

**和歌山県告示第808号**

令和元年和歌山県告示第604号（以下「告示第604号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を海南市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和元年12月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 所在が不明である通知の相手方

金谷哲男

## 2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第604号のとおり

**和歌山県告示第809号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和元年12月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 道路の種類 一般国道

## 2 路線名 425号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
日高郡印南町大字川又字日裏396番1地先から同町大字川又字日裏389番2地先まで	旧	5.28 } 27.89	271.60	
同上	新	9.04 } 35.55	280.00	

**和歌山県告示第810号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和元年12月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 425号

供用開始の区間 日高郡印南町大字川又字日裏396番1地先から同町大字川又字日裏389番2地先まで

供用開始の期日 令和元年12月24日

## 和歌山県告示第811号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和元年12月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
地滑り
- 2 土砂災害警戒区域の名称  
寺口（508）
- 3 土砂災害警戒区域の表示  
次の図書のとおり
- 4 法第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項  
次の図書のとおり  
（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び海草振興局建設部並びに和歌山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 和歌山県告示第812号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和元年12月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域
  - (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称  
五百瀬（Ⅰ-1127）、広井原寺野（Ⅰ-4029）、広井原五百瀬（Ⅰ-4030）、広井原片ノ瀬（Ⅰ-4031）、広井原五百瀬2（Ⅱ-4583）、広井原片ノ瀬2（Ⅱ-4585）、広井原初鹿野（Ⅱ-4587）、広井原大熊1（Ⅱ-4592）、広井原太田1（Ⅱ-4594）、広井原太田2（Ⅱ-4595）、広井原大熊2（Ⅱ-4597）、広井原大熊3（Ⅱ-4598）、広井原小畑1（Ⅱ-4600）、広井原坂弦1（Ⅱ-4601）、広井原坂弦2（Ⅱ-4602）、広井原小畑2（Ⅱ-4604）、広井原小畑3（Ⅱ-4607）、宮ノ平（Ⅱ-4608）、広井原小畑4（Ⅱ-4610）、仮谷（Ⅱ-4612）、広井原高1（Ⅱ-4619）、広井原高2（Ⅱ-4621）、広井原大熊4（Ⅱ-4725）、広井原（101）（Ⅱ-61106）、広井原（102）（Ⅱ-61107）、広井原（103）（Ⅱ-61108）、広井原（104）（Ⅱ-61109）、広井原（105）（Ⅱ-61110）、広井原（106）（Ⅱ-61111）、小野原1（Ⅰ-1379）、小野原2（Ⅰ-1380）、小野原4（Ⅰ-1382）、上三栖東ノ元（Ⅰ-4276）、中三栖東ノ元（Ⅰ-4277）、下三栖宮後（Ⅱ-5789）、下三栖三反田1（Ⅱ-5790）、下三栖三反田2（Ⅱ-5791）、下三栖三反田3（Ⅱ-5792）、下三栖三反田4（Ⅱ-5793）、上三栖畑中2（Ⅱ-5795）、中三栖細井1（Ⅱ-5796）、下三栖富家（Ⅱ-5800）、上三栖畑中1（Ⅱ-6608）、上三栖坂本（Ⅲ-3115）、上三栖小川谷1（Ⅲ-3196）、上三栖小川谷2（Ⅲ-3197）、上三栖小川谷4（Ⅲ-3199）、上三栖小川谷6（Ⅲ-3201）、下三栖三反田5（Ⅲ-3209）、下三栖企業団地1（Ⅲ-3211）、下三栖企業団地3（Ⅲ-3213）、下三栖企業団地4（Ⅲ-3214）、小野（Ⅰ-2100）、小野（Ⅰ-2101）、小原1（Ⅰ-2102）、下白根（Ⅰ-2103）、平1（Ⅰ-2104）、平2（Ⅰ-4752）、白瀬1（Ⅰ-4753）、静川1（Ⅱ-8414）、小野（Ⅱ-8415）、平3（Ⅱ-8416）、平4

(Ⅱ-8417)、白瀬2(Ⅱ-8419)、白瀬3(Ⅱ-8420)、静川小原1(Ⅲ-4615)、静川小原2(Ⅲ-4616)、下番(Ⅰ-2055)、宮ノ関(Ⅰ-2073)、中下番1(Ⅰ-4728)、上番1(Ⅱ-8370)、発心門(Ⅱ-8372)、中下番2(Ⅱ-8373)、小森(Ⅱ-8453)、土河屋(Ⅰ-2065)、川湯(Ⅰ-2107)、川湯2(Ⅰ-4749)

(3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号。以下「施行令」という。)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び西牟婁振興局建設部並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

2 土砂災害警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(2) 土砂災害警戒区域の名称

熊野川右支溪(8-426-1-032)

(3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び西牟婁振興局建設部並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

和歌山県告示第813号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和元年12月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

滝の谷川(3-341-2-016)、笠田中1(Ⅱ-464)、笠田中2(Ⅱ-465)、笠田中3(Ⅱ-466)、笠田中4(Ⅱ-467)、笠田中6(Ⅱ-538)、笠田東2(Ⅱ-544)、佐野4(Ⅱ-545)、笠田中8(Ⅱ-546)、笠田東3(Ⅲ-148)、笠田中(101)(Ⅰ-10026)、笠田中(102)(Ⅱ-10220)、笠田中(103)(Ⅱ-10221)、笠田中(104)(Ⅱ-10222)、笠田中(105)(Ⅱ-10223)、笠田東(101)(Ⅱ-10224)、笠田東(102)(Ⅱ-10225)、佐野(101)(Ⅱ-10226)、佐野(102)(Ⅱ-10227)、佐野(103)(Ⅱ-10228)、佐野(104)(Ⅱ-10229)、笠田中(106)(Ⅱ-10230)、星川20(Ⅱ-675)、星川23(Ⅱ-678)、星川24(Ⅱ-679)、日高5(Ⅱ-705)、広口(102)(Ⅱ-10324)、広口(103)(Ⅱ-10325)、広口(104)(Ⅱ-10326)、広口(105)(Ⅱ-10327)、広口(106)(Ⅱ-10328)、広口(107)(Ⅱ-10329)、広口(108)(Ⅱ-10330)、広口(109)(Ⅱ-10331)、広口(110)(Ⅱ-10332)、広口(111)(Ⅱ-10333)、平(101)(Ⅱ-10334)、平(102)(Ⅱ-10335)、平(103)(Ⅱ-10336)、平(104)(Ⅱ-10337)、平(105)(Ⅱ-10338)、平(106)(Ⅱ-10339)、御所(101)(Ⅱ-10340)、御所(102)(Ⅱ-10341)、御所(103)(Ⅱ-10342)、御所(104)(Ⅱ-10343)、御所(105)(Ⅱ-

10344)、御所(107)(Ⅱ-10346)、御所(108)(Ⅱ-10347)、東谷大久保1(I-3074)、妙寺3(Ⅲ-192)

(3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号。以下「施行令」という。)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び伊都振興局建設部並びにかつらぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

2 土砂災害警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域の名称

小屋谷川(3-341-1-005)、伝谷川(3-341-2-017)、笠田東1(Ⅱ-540)、広口(101)(Ⅱ-10323)、御所(106)(Ⅱ-10345)

(3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び伊都振興局建設部並びにかつらぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第814号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和元年12月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

塩野1(6-405-1-038)、両田谷川(6-405-1-039)、塩野2(6-405-1-040)、塩野谷(6-405-1-041)、伊古木1(6-405-1-043)、伊古木3(6-405-1-045)、塩野4(6-405-2-024)、名立1(6-405-2-025)、古屋2(6-405-1-011)、宇井ヶ地(6-405-1-014)、谷ヶ地(6-405-2-010)、田野井(6-405-1-015)、山木(6-405-1-016)、安宅1(6-405-1-035)、安宅2(6-405-1-036)、宝谷川(6-405-2-023)、下露1(6-405-1-034)、藤野4(6-405-2-013)、三ヶ川(6-405-2-014)、畑地(6-405-2-020)、本谷(6-405-2-022)、洞の谷(6-405-1-022)、久木(6-405-2-015)、宇津木(6-405-1-023)、川原谷1(6-405-2-016)、川原谷1(6-405-2-017)、安居2(6-405-1-021)、広宇井(6-405-2-019)、円光川(6-401-1-056)、袋(6-401-1-059)、高瀬1(6-401-2-045)、高瀬2(6-401-2-046)、栗山2(6-401-2-048)、富田(6-401-2-049)、稼谷(6-401-2-050)、安宅(I-1632)、榎水(I-1633)、大師(I-1634)、師走(I-1635)、安宅2(Ⅲ-3751)、安宅4(I-4457)、安宅5(I-4458)、安宅師走1(Ⅲ-3747)、安宅師走2(Ⅲ-3748)、安宅(101)(I-60987)、大古(I-1637)、大古1(I-1636)、大古古屋(I-1638)、大古谷ヶ地(Ⅲ-3754)、日置4・大古古屋(Ⅱ-6597)、大古

(101) (Ⅱ-60986)、伊古木 (Ⅰ-1640)、塩野1 (Ⅱ-6599)、塩野2 (Ⅱ-6598)、塩野3 (Ⅰ-2334)、塩野4 (Ⅰ-4461)、塩野塩野 (Ⅲ-3753)、塩野名立1 (Ⅱ-6600)、塩野名立2 (Ⅱ-6601)、塩野名立3 (Ⅱ-6602)、塩野名立4 (Ⅱ-6603)、塩野名立5 (Ⅱ-6604)、塩野 (101) (Ⅱ-60988)、塩野 (102) (Ⅱ-60989)、矢田 (Ⅰ-1631)、矢田・矢田1 (Ⅱ-6577)、矢田2 (Ⅱ-6580)、矢田3 (Ⅱ-6579)、矢田・矢田4 (Ⅱ-6578)、矢田5 (Ⅱ-6585)、矢田7 (Ⅰ-4454)、矢田8 (Ⅰ-2329)、矢田・矢田9 (Ⅰ-4453)、城 (Ⅰ-1611)、城 (101) (Ⅱ-61104)、城4 (Ⅲ-3738)、合谷 (Ⅰ-1612)、小川 (Ⅰ-1613)、小川4 (Ⅰ-4451)、小川2 (Ⅱ-6553)、小川3 (Ⅱ-6554)、小川1 (Ⅱ-6555)、小川 (101) (Ⅱ-61102)、小川 (102) (Ⅱ-61103)、小川下村1 (Ⅲ-3732)、小川下村2 (Ⅲ-3733)、合口 (Ⅰ-1614)、宇津木 (101) (Ⅰ-61100)、宇津木 (102) (Ⅰ-61101)、宇津木1 (Ⅱ-6551)、宇津木3 (Ⅱ-6552)、宇津木2 (Ⅱ-6628)、上露 (Ⅰ-1602)、上露1 (Ⅱ-6541)、上露2 (Ⅲ-3726)、川原谷 (Ⅰ-1608)、玉伝河原谷1 (Ⅱ-6532)、玉伝河原谷2 (Ⅱ-6533)、玉伝河原谷3 (Ⅱ-6534)、玉伝河原谷4 (Ⅱ-6535)、玉伝 (Ⅱ-6549)、玉伝 (101) (Ⅱ-61099)、玉伝河原谷6 (Ⅲ-3723)、大瀬1 (Ⅱ-6542)、大瀬2 (Ⅱ-6543)、北谷 (Ⅱ-6544)、北谷 (101) (Ⅱ-61105)、竹垣内 (Ⅱ-6545)、小房小房2 (Ⅱ-6627)、田野井3 (Ⅰ-1629)、天王 (Ⅰ-1630)、田野井 (Ⅰ-2328)、田野井寺ノ前 (Ⅲ-3743)、田野井中山 (Ⅲ-3744)、田野井2 (Ⅱ-6570)、田野井1 (Ⅱ-6571)、田野井4 (Ⅱ-6572)、田野井5 (Ⅱ-6573)、田野井6 (Ⅱ-6574)、田野井7 (Ⅱ-6575)、田野井8 (Ⅱ-6576)、瀬戸山 (Ⅰ-1616)、堂の脇 (Ⅰ-1617)、向平 (Ⅰ-1618)、中嶋 (Ⅰ-1619)、寺山 (Ⅰ-1620)、安居 (Ⅰ-1622)、安居 (2) (Ⅰ-1623)、ロヶ谷 (Ⅰ-1624)、藤野 (Ⅰ-1626)、ロヶ谷 (Ⅰ-1627)、広字井 (Ⅰ-2333)、久木2 (Ⅲ-3740)、久木 (Ⅰ-4452)、中嶋・中嶋1 (Ⅱ-6558)、安居4 (Ⅱ-6559)、安居1 (Ⅱ-6560)、安居三ヶ川2 (Ⅱ-6561)、安居三ヶ川1 (Ⅱ-6562)、藤野 (Ⅱ-6563)、藤野 (Ⅱ-6564)、ロヶ谷藤野1 (Ⅱ-6565)、ロヶ谷4 (Ⅱ-6566)、ロヶ谷3 (Ⅱ-6567)、ロヶ谷2 (Ⅱ-6568)、ロヶ谷1 (Ⅱ-6569)、下露 (Ⅱ-6629)、ロヶ谷船木 (Ⅱ-6630)、田野井 (101) (Ⅱ-61112)、田野井 (102) (Ⅱ-61113)、ロヶ谷 (101) (Ⅱ-61114)、向平 (101) (Ⅱ-61115)

(3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号。以下「施行令」という。)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び西牟婁振興局建設部並びに白浜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

2 土砂災害警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(2) 土砂災害警戒区域の名称

伊古木2 (6-405-1-044)、瀬田谷 (6-405-1-012)、古屋3 (6-405-1-013)、大師谷川 (6-405-1-037)、船木 (6-405-1-018)、藤野1 (6-405-1-019)、藤野2 (6-405-2-011)、藤野3 (6-405-2-012)、下露2 (6-405-2-021)、上坂木 (6-405-1-024)、寺の谷 (6-405-1-025)、安居1 (6-405-1-020)

(3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び西牟婁振興局建設部並びに白浜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第815号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和元年12月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3462	田辺市新庄町字名喜里1883番4の一部、1886番13の一部、1887番2の一部、1888番4の一部	和歌山市黒田一丁目2番17号 アズマハウス株式会社 代表取締役 東行男	令和 元. 12. 12	6.00 ） 6.20	65.87